

重 要

水道料金・下水道使用料 納入催告書

碧南市水道事業

碧南市長

あなたの下記の水道料金等について、これまで督促状等により納付のお知らせをしてまいりましたが、いまだ入金の確認ができません。

このまま納付されませんと、水道法第15条第3項及び碧南市給水条例第23条の規定により、やむを得ず給水を停止することとなります。

までに必ず納めてく

ださい。

記

お客様番号			
使用者名			
給水装置 設置場所			
調定年月	水道料金 <small>円</small>	下水道使用料 <small>円</small>	計 <small>円</small>
合計金額			

※本状では納入できません。

〈お支払い方法〉

督促状（緑色）等納入通知書でお支払いください。



納入通知書がお手元にない場合は、こちらから再発行を依頼できます。

納付書再発行

〈注意〉

- ◆ 行き違いによる給水停止を避けるため、期限直前に金融機関またはコンビニでお支払いされる場合は、必ず期限までに碧南市水道課までご連絡ください。
- ◆ 本状と行き違いでお支払いされた場合は、ご容赦ください。
- ◆ 給水を停止した後、なお料金のお支払いがない場合は給水契約を解除します。給水契約を解除した後は、左記未払い料金に加えて、解除日までの料金全額を水道課窓口でお支払いされないと給水を開始しません。

郵便番号

住所

使用者（契約者）名

口径 メータ番号

お客様番号

碧 南 市 水 道 事 業  
碧 南 市 水 道 課

〒447-8601 碧南市松本町28番地  
電話 0566-95-9914（直通）  
0566-41-3311（代表）